

趣 意 書

創立 100 周年に向けて

学校法人山村学園は、大正 11 年の 9 月 1 日、当時 20 歳だった山村ぬみよが、名利喜多院のある川越市小仙波町に「裁縫手芸伝習所 山村塾」を開塾したのがその発祥です。

山村ぬみよの想いを載せた「微笑^{ほほえみ}」という一文があります。

「『微笑』ということばがありますが、優しい暖かなことばです。それは丁度春の空に囀る小鳥のように野に群れ咲く花のように自ら人々にほのぼのとした明るさを、快さを与えるものです。嬉しいときも悲しいときもあの小鳥たちや、花々のように『微笑』を口元に忘れない人に私達はなりたいたいものですね。『幸せ』とはこんなところに生まれるものではないでしょうか。」山村ぬみよが求めていたものは人の幸せに他なりませんでした。

爾来、飾らず(質実)、揺らぐ(貞淑)、人を愛し敬う(愛敬)という校訓のもと、山村裁縫女学校、山村高等裁縫女学校、川越高等家政女学校、山村女子高等学校と歩み続け、現在、山村学園短期大学(鳩山町)、山村学園高等学校(川越市)、山村国際高等学校(坂戸市)の 1 短期大学、2 高等学校(3校とも男女共学)を設置するまでになりました。また、建学の精神を胸に巣立っていった卒業生は 4 万人を超え、さらに毎年 800 名余の卒業生を輩出する学校法人へと成長し、平成 24 年には創立 90 周年を迎えることができました。

これもひとえに関係各位の温かなご理解、ご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。これまでに社会は大きく変化し、社会の発展とともに、環境問題、国際問題、少子高齢化問題、児童虐待の問題、高度情報化に伴う問題等さまざまな課題に直面しておりますが、創始者山村ぬみよが一筋に求めた建学の精神を引き継ぎ、己を律し、己を鍛え、己を尽くし、ささやかでも自らが発する光で一隅を照らすような、自らが発する熱で隣人に温もりをもたらすような人材の育成を使命とし、課題克服にさらなる歩み続けて参ります。

山村学園短期大学においては、次世代の子育て支援の専門家として、高度な保育スキルを備えた保育者を養成するため、新たなカリキュラムや教育システムの開発を行い、個別指導をさらに洗練させるとともに独自の学習成果アセスメントを実施し、保育者としての実践力向上を図ってまいります。

また、山村学園高等学校、山村国際高等学校においては、情報化、グローバル化に対応するキャリア教育の強化・進学指導の強化を図り、進路実績を向上させるとともに、教員と生徒のコミュニケーションの質を高め、課外活動の充実を図ることで広く社会貢献への構えを醸成し、希望ある未来を実現させる推進力を修得させてまいります。

しかしながら、校舎、施設設備は順次更新の時期が迫ってきており、現在計画的に更新を行っているものの、今後多額の経費がかかっていくのが実情です。学園としてはこのような実情を踏まえつつ、来たる創立 100 周年を目指して寄附金を募ることといたしました。いただきました寄附金は、学生・生徒支援としての奨学金制度の充実及び教育・研究活動の充実のための施設整備等に活用いたします。

未だ厳しい経済状況の中、まことに恐縮ではございますが、何卒、本学園の教育活動に格別のご理解を賜り、物心両面にわたるご支援を心よりお願い申し上げます。

平成 26 年 9 月吉日

学校法人 山村学園

理事長 岡 實

寄附金募集要項

(特定公益増進法人指定寄附金)

1. 対象事業

- (1) 山村学園 法人本部
教育環境の整備・充実及び学生・生徒への支援制度の充実。
- (2) 山村学園短期大学
教育研究の充実及び施設設備の充実。
- (3) 山村学園高等学校
教育環境の整備・充実。
- (4) 山村国際高等学校
教育環境の整備・充実。

2. 寄附金の募集期間

平成 26 年 9 月～平成 27 年 3 月

※平成 27 年 4 月以降についても、継続的に寄附金活動を行う予定です。

3. 寄附金の募集について

個人 1口 5千円

法人 1口 5万円

*個人寄附、法人寄附とも、2口以上でご協力いただければ幸いです。

(この金額にかかわらず、ご都合のよい金額でもお受けいたします。)

4. 申込・振込方法

- (1) 個人寄附
同封しました振込用紙に必要事項をご記入の上、郵便局にてお振込みください。
- (2) 法人寄附
所定の申込書等がございますので、右記お問い合わせ先までご連絡ください。

5. 寄附者の公表について

ご寄附いただいた方のご芳名を学園ホームページ等に掲載させていただく予定です。

なお、公表を希望されない方は、寄附申込書の該当欄にご記入ください。

6. 税制上の優遇措置

- (1) 個人の場合
「特定公益増進法人」に指定されており、所得控除制度の適用が受けられます。
所得控除額 = 当該年度に支出した寄附金の額 (総所得金額の40%が限度) - 2,000円
- (2) 法人の場合
下記のいずれかの優遇措置を選択できます。
「特定公益増進法人に対する寄附」
損金算入限度額 = (資本金 × 0.375% + 当該年度所得 × 6.25%) × 1/2
「受配者指定寄附」
寄附金の全額を損金算入可能

7. 個人情報取り扱いについて

いただいた個人情報は、本学園が行う寄附金募集に関する事務手続き及び学園からの情報発信以外には使用いたしません。

8. お問い合わせ先

山村学園 法人本部

〒350-1113 埼玉県川越市田町16-2

Tel 049-223-3596 Fax 049-222-5356

山村学園短期大学

〒350-0396 埼玉県比企郡鳩山町石坂604

Tel 049-296-2000 Fax 049-296-4880

山村学園高等学校

〒350-1113 埼玉県川越市田町16-2

Tel 049-225-3565 Fax 049-222-5356

山村国際高等学校

〒350-0214 埼玉県坂戸市千代田1-2-23

Tel 049-281-0221 Fax 049-283-3433